

浦安市告示第152号

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱（平成5年告示第144号）の一部を次のように改正する。

別表保育士等処遇改善費補助事業の項補助対象経費の欄中「者」の次に「（勤務体系により1日6時間以上又は月20日以上 of いずれかを満たさない場合は、1月に120時間以上の者を含む。）」を加え、同表給食材料費補助事業の項毎月初日に在籍する特定第3子以降子どもの数の目補助基準額の欄中「令和5年7月31日付けこ成事第365号こども家庭庁長官通知」を「令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知」に改め、同表の備考の8中「平成27年7月17日付け雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」を「令和6年3月30日付けこ成保発第180号こども家庭庁成育局長通知」に改め、同13中「平成27年7月17日付け雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」を「令和6年4月1日付けこ成保第225号こども家庭庁成育局長通知」に改め、同14中「平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」を「令和6年3月30日付けこ成環第113号こども家庭庁成育局長通知」に改め、同15中「平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知」を「令和6年3月30日付け5文科初第2592号・こ成保第191号文部科学省初等中等教育局長・こども家庭庁成育局長連名通知」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表保育士等処遇改善費補助事業の項の規定は、令和6年4月1日から適用する。